附則に次の一条を加える。

（連結法人の特別修繕準備金に関する経過措置）

第十二条　改正法附則第八十二条第二項に規定する財務省令で定めるガスホルダーは、球形の新ガス事業法第二条第十三項に規定するガスホルダーで最高使用圧力が〇・一メガパスカル以上のものとし、改正法附則第八十二条第二項に規定する財務省令で定める検査は、同項に規定する財務省令で定めるガスホルダーにつき一般社団法人日本ガス協会の定める指針に従って行われる検査で当該ガスホルダーの下部のマンホールを開放して行われるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第四十条の二の改正規定及び同令第四十条の四の改正規定（同条第八項第一号に係る部分及び同項第二号に係る部分を除く。）　平成二十九年五月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三の改正規定　平成二十九年六月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十一第十七項の改正規定、同令第十八条の十五の三の改正規定、同令第十八条の十五の四の改正規定、同令第十八条の十五の五の改正規定、同令第十八条の十五の六第二号の改正規定、同令第十八条の十五の七第二項第三号の改正規定、同令第十八条の十五の八の改正規定、同令第十八条の十五の九の改正規定、同令第十八条の十五の十一第二項の改正規定、同令第十八条の十五の十一第二項の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同令第十八条の十五の十一第二項の改正規定、同令第三十三条の改正規定、同令第三十五条の改正規定、同令第三十六条第二項及び第三項の改正規定、同令第三十七条の四の七とし、同令第三十七条の三の次に六条を加える改正規定並びに同令別表第七㈢の改正規定並びに附則第五条第二項及び第十九条の規定　平成二十九年十月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の二十四第一項の改正規定、同令第十九条の十の二の改正規定及び同令第十九条の十一第七項の改正規定　平成三十年一月一日

五　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の二十（見出しを含む。）の改正規定、同令第十八条の二十の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十一条の十二第一項第一号の改正規定、同令第二十二条の十一（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「第二十四条第一項各号（同項第三号にあつては、解散による残余財産の分配に係る部分に限る。）に掲げる事由による金銭その他の資産の交付により減少することとなる利益積立金額」を「第二十四条第一項（同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号に規定する資本金額とみなされる金額」に改める部分を除く。）、同令第二十二条の十一の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「第二十四条第一項各号（同項第一号及び第三号ロ⑵に掲げる事由による残余財産の分配に係る部分に限る。）に掲げる事由による金銭その他の資産の交付により減少することとなる利益積立金額」を「第二十四条第一項（同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号に規定する資本金額とみなされる金額」に改める部分を除く。）及び同令第二十二条の七十六の二（見出しを含む。）の改正規定　平成三十年四月一日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項第一号イに係る部分を除く。）及び同令第十八条の十四の二第二項第二号の改正規定並びに附則第二十条の規定　平成三十一年一月一日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十七条第一項第三号ロ⑵の改正規定及び同令第二十二条の四第一項第三号ロ⑵の改正規定　都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日

八　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条第四項第八号の改正規定　農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日

九　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の十二の二の改正規定及び同令第二十三条の十二の五の次に一条を加える改正規定　医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第一条中租税特別措置法施行規則第三十条の二の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）　農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第　号）の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法施行規則第三十一条の五の二（見出しを含む。）の改正規定　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日

（施行日前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る源泉徴収税額の還付）

第二条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項の規定による還付の請求をしようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び住所

二　請求者の所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する勤務先等の名称及び所在地

三　当該還付に係る新法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄の受入れをしていた新法第四条の二第一項に規定する金融機関の営業所等の名称及び所在地

四　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十一条の規定により徴収された所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びにその徴収の年月日

五　改正令附則第二条第二項各号に掲げる事実の発生が同項に規定する災害等の事由に基因するものであることについての事情の詳細及び当該災害等の事由が生じた年月日

六　その他参考となるべき事項

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三条　改正令附則第六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第七条の規定に基づく第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条の規定は、なおその効力を有する。

2　改正法附則第四十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十四条の二（第二項第三号に掲げる構築物と併せて設置される同号に規定する財務省令で定めるものに係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第七条の二の規定に基づく旧規則第六条の二の規定は、なおその効力を有する。

（特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第四条　改正法附則第五十一条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条から第三十七条の四まで（旧法第三十七条第一項の表の第二号及び第七号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十五条の規定に基づく旧規則第十八条の五第二項から第七項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成三十年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間に行う同表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡につき旧法第三十七条から第三十七条の四までの規定の適用を受ける改正法附則第五十一条第十六項に規定する特定個人については、次の表の上欄に掲げる旧規則第十八条の五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	書類と	書類（表の第二号の上欄に掲げる資産については、農業委員会の当該個人が平成二十八年十二月一日から平成二十九年十一月三十日までの間に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一条第十六項に規定する利用権の設定等を受けたい旨の申出又は同項に規定する利用権の設定等につきあっせんを受けた旨を証する書類（以下「申出証明書類」という。）を含む。）と
第五項	、第七号の下欄	、第七号
第五項第一号	買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類	買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類及び申出証明書類
第五項第七号	第七号の資産　当該	第七号の上欄に掲げる資産又は同号の資産　申出証明書類（同欄に掲げる資産については、申出証明書類、当該
	ものである旨を証する書類	ものである旨を証する書類）
第六項第一号	並びに当該	、当該
	もの	もの並びに申出証明書類